

富谷市立富谷幼稚園民営化に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣 旨

富谷市では、平成29年度に開催した「富谷市立幼稚園運営審議会」の答申に基づき、市立幼稚園の民営化を進めている。

この要領は、富谷市立富谷幼稚園を民間事業者へ移管（以下「民営化」という。）するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 対象施設及び所在地

施 設 名	富谷市立富谷幼稚園
所 在 地	富谷市富谷狸屋敷13番地
地 目	畠
地 積	4582.21m ²
法令等の制限	用途地域：第一種住居地域 建ぺい率 200% 容積率 60% 上下水道：富谷市上下水道 ガス：LPガス
建 築 年 月	平成5年12月
建 物	鉄筋コンクリート造平屋建（30年経過） 延床面積 708.97 m ²
主な施設内容	保育室 50.52 m ² （×4室）、遊戯室 145.00 m ² 、 職員室 70.46 m ² 、図書室 13.25 m ² 、会議室 35.75 m ² 、 トイレ、倉庫 等
定 員	90名（3歳児30名、4歳児30名、5歳児30名）
利用児童数等	令和7年5月1日時点 利用人数7名
閉 園 予 定 日	令和9年3月31日 令和6年度新入園児（3歳児）の募集は停止。

3. 事業内容

(1) 設置要件

以下に示す関係法令等に適合する「幼保連携型認定こども園」を設置する。

ア. 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）」

イ. 「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）」

ウ. 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（宮城県条例）」

エ. 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則」（宮城県規則）

オ. 「富谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」

(2) 開設時期

令和10年3月31日までに各種整備を完了し、令和10年4月1日から開園すること。

園舎を新築及び増改築する際は、国庫補助事業の「就学前教育・保育施設整備交付金（※）」の活用を予定している。（既存園舎は幼稚園であり、認定こども園としての設備運営基準を満たすためには、一定の改修を要する。）

なお、新築の場合は、経済性やCO₂削減効果等を検討した上で、原則ZEB Oriented相当以上を目指すこととする。

（※）新築、増築、改築等の施設整備工事費に対しての補助金。補助率は交付基準額の4分の3（国及び市の補助の合計）

その他詳細については「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」による。

4. 募集・運営条件

募集・運営条件は下記のとおりとする。

(1) 認可

設置・運営する施設については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条に基づく認可に必要な手続きは事業予定者が行うこと。

(2) 定員について

利用定員及び認可定員は表のとおりとする。（）内は1号認定児童の児童数（内数）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計(人)
利用定員	9	18	18	25(5)	25(5)	25(5)	120
認可定員	15	24	24	25(5)	25(5)	25(5)	138

（3）富谷保育所在園児の受け入れについて

富谷幼稚園に隣接する富谷保育所は、本プロポーザルにより事業予定者が決定した場合、令和10年3月31日をもって閉園する予定である。

そのため、移管前年度の富谷保育所の在園児のうち、移管後の認定こども園に入園を希望する者は確実に受け入れること。（本市が保育の必要性について認定し、利用調整の上、決定した児童とする。）

当該在園児の受け入れにあたり、保護者が購入した物品の使用を引き続き希望した場合は認めること。

また、新たな購入用品を最小限にするなど保護者の経済的負担の軽減を図ること。

（4）児童の入所について

入所児童は、本市が保育の必要性について認定し、利用調整の上、決定した児童とする。

（2、3号認定児童に限る。）

また、市が主催する入所調整に関する会議（入所審査会、障がい児審査会）、研修会に出席すること。

（5）教育・保育の内容について

移管後、引き続き入所する富谷保育所在園児の保育環境が急激に変化しないよう配慮するため、当該在園児のいる学年については、富谷幼稚園及び富谷保育所で実践している教育・保育の目標及び内容については共同保育等を通じて可能な限り引き継ぐこと。

ただし、市及び保護者との協議の結果、承認があった事項についてはこの限りではない。

（6）開園日・時間について

開園日は月曜日から土曜日（ただし、年末年始及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日を除く。）とし、基本開園時間は平日は7時15分から18時15分、土曜日は7時15分から17時30分とする。ただし、これを超える開園日及び開園時間を設定することは妨げない。

なお、教育・保育の共通時間は9時00分から14時00分とすること。

（7）延長保育について

上記基本開園時間後に45分を延長保育時間として最低限設けること。

（8）一時預かり事業（幼稚園型）

1号認定子どもの基本教育時間の前後及び長期休業日において、一時預かり事業を実施すること。

（9）障がい児保育

障がい児等特別な支援を要する園児（加配の必要な園児）の保育を積極的に実施すること。また、支援を必要とする園児対応の職員の研修を実施すること。

また、市が研修を開催した際は、積極的に参加すること。

(10) 医療的ケア児保育

医療的ケア児の需要がある場合においては、受入れを可能とするための体制を整備していくこと。

(11) こども誰でも通園制度

こども誰でも通園制度に対応可能な施設、体制を整えること。

(12) 富谷市児童等虐待防止連絡協議会、その他関係機関・団体との連携・協力に努めること。

(13) 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業を実施すること。

(14) 給食について

①原則として、給食は自園調理方式とし、離乳食にも対応すること。

②国のガイドライン等に基づき、健康状態やアレルギー食等への特別な配慮を行い、アレルギー対応については、安全体制を確立した上で除去食及び代替食を提供すること。

③給食の提供にあたっては食中毒予防も含め適切な衛生管理に努めること。

④1号認定児童に対しても給食を提供すること。

(15) 費用の徴収

利用契約は認定子ども園の設置・運営法人が利用者と直接行い、本市の基準に基づく利用者負担額を利用者から直接徴収すること。また、実費徴収を伴う習い事等については、本市職員、法人職員、及び富谷保育所の在園児保護者代表等による三者協議会による協議の上で実施すること。

なお、保護者負担の急激な変化を避けるため、利用料を除く民営化前の富谷保育所の費用を上回る保護者負担を課さないこと。ただし、教育・保育サービスの対価として必要な場合において市と協議し保護者の同意を得たときはその限りではない。

(16) 行事

富谷保育所において実施している行事は関係者との調整の上、移管後も行うこととし、本市職員、法人職員、及び富谷保育所の在園児保護者代表等による三者協議会にて決定すること。また、クリスマスやひな祭り等、社会通念上一般的な行事を除き宗教的な行事は行わないこと。

(17) 職員配置等

①開園までに定員数に対して必要な職員数を確実に確保すること。また、年齢や経験を考慮したバランスの取れた職員配置に努めること。

②調理員は、食数に応じた職員数を配置すること。

③職員の資質向上及び人権尊重の理念に基づく教育・保育を推進するため、職員の研修機会を確保するとともに、積極的な参加を促すこと。

④富谷幼稚園・富谷保育所の職員（会計年度任用職員）に情報提供するため本市に対して採用に関する情報を遅滞なく提供すること。また、引き続き民営化後の認定こども園への就労を希望する場合には、その採用及び勤務条件等に配慮すること。

（18）苦情処理について

移管後の園の運営について、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員を設置し、苦情解決処理の体制整備を図ること。

5. その他の条件

（1）住民説明会

本プロポーザルで選定された事業予定者は、計画内容についての住民説明会を開催すること。

（2）工事説明会

施設整備の着手前に、近隣住民等を対象にした工事説明会を実施し、その結果を本市に報告するとともに、地域関係者の要望等に誠実に対応すること。工事にあたっては、富谷保育所、富谷小学校児童の登下校時の安全確保及び学習環境確保のため、十分な交通安全対策及び防音・防塵・振動対策を行い、近隣住民等の安全に最善の注意を払うこと。

（3）三者協議会

民間移管にあたっては、富谷保育所在園児が引き続き入所する予定であることから、当該在園児保護者との連携・協力関係を築き、また当該在園児の保育環境が急激に変化しないよう配慮しながら、新しいこども園を築き上げていくことを目的として、三者協議会を設置する。

三者協議会は本市職員、法人職員、富谷保育所の在園児保護者代表等により構成し、市が主催する。

三者協議会は、法人が事業予定者として決定した後、移管前の富谷保育所在園児が卒園するまでの間、適宜開催することとし、保護者の要望等には本市と相互に協力の上、誠実に対応すること。

また、三者協議会で協議して定めるものは、用品（移管前の富谷保育所の継続利用を含む）、園行事、保護者会活動、通園ルール、習い事、その他教育・保育を行う上で必要と認められるものとする。

なお、三者協議会で定めた事項は、当該在園児が引き続き通園する学年において適用することとする。

（4）引継ぎ・共同保育

保育士等の入れ替わりや保育環境の変化による児童への影響を最小限にするため、開園1年前（令和9年4月から令和10年3月まで）について、引継ぎ・共同保育を実施すること。なお、引継ぎ保育については令和9年4月から開始し、施設長予定者が週1日程度、富谷保育所において実施、共同保育については、令和9年10月から開始し、令和10年4月以降に勤務予定の保育士（5名程度）及び調理師（1名程度）と富谷保育所において富谷保育所職員と共同で保育を実施すること。

引継ぎ事項については、児童及びその家庭状況や地域との交流、その他運営上必要な情

報等とする。

引継ぎ・共同保育の実施方法等について本市職員及び富谷保育所職員と十分に協議を行うこと。

(5) 保護者の理解と相互関係の構築

事業予定者は、常に保護者との連携協力関係を築き、地域に根差した園づくりをすること。

(6) 協議及び協定書の締結

①本市は事業予定者として決定した者と提案内容等に関して必要な協議を行い、協定契約の交渉を行う。

②本市は事業予定者との交渉の結果、合意に至らなかった場合若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、次点者との交渉を行う。

③協定書に記載する事項、協議内容及び応募書類に基づき、本市と受注者が協議の上、決定する。

④事業予定者は本市と協定書を締結した上で、その内容を確実に履行すること。

⑤本市は、協定締結後においても事業予定者が協定書の内容を履行しない場合、又は不正と認められる行為が判明した場合は、協定を解除できるものとする。

(7) 施設型給付費等

子ども・子育て支援法（関係法令含む）に基づき、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、施設（事業者）が施設型給付費等を法定代理受領により受領すること。

(8) 市議会における議決

民営化に際して、移管のために必要な条例改正・予算執行等については富谷市議会における議決が必要となるため、仮に市議会の議決が得られない場合は、事業を中止する場合があることに留意すること。

6. 応募資格

(1) 学校法人又は社会福祉法人であって、令和7年4月1日時点で関係法令により認可を受けた幼稚園、認可保育所又は認定こども園を運営し、かつ5年以上の運営実績を有していること。

(2) 国税、都道府県税、市町村税の滞納がないこと。

(3) 本市の就学前教育・保育行政をよく理解し、積極的に協力できること。

(4) 就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号のいずれにも該当しないこと。

(5) 富谷市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

(6) 児童福祉法第35条第5項第4号に該当する者でないこと。

(7) 事業を遂行できる十分な資力・知識・技術能力等を有し、財務内容が適正であり、継

続的に安定した施設運営を行うことができること。

(8) 本事業に関し、不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。

7. 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出先、提出方法及び提出期限等、本実施要領に適合しない場合
- (2) 資格要件を満たさない者が書類を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 他の提案者と提案内容等について相談を行った場合
- (6) 運営法人選定終了までの間に、他の提案者に対し提案内容を意図的に開示した場合
- (7) 契約締結までの間に、プロポーザル参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合
- (8) その他市長が社会通念に照らし、失格に当たる事由があると認める場合

8. 土地・建物等について

(1) 土地

当該土地は、10年間の無償貸付とする。それ以降は、市との協議により決定する。

また、当該土地は、市有地及び市が宮城県より貸与を受けている部分で構成される。当該土地は河川区域及び河川保全区域を含んでいるため、工作物等の設置にあたっては、河川法（昭和39年法律第167号）及び関連法規を遵守し、開発許可申請等、適切に対処すること。

(2) 建物及び設備について

建物及び設備（園庭遊具等を含む）は無償譲渡とする。

(3) 土地・建物の引渡し

土地・建物は現状のまま、事業予定者へ引き渡すものとする。（令和9年4月予定）

所有権移転に係る手続きは、事業予定者が行うものとする。

移管後の土地及び建物の維持管理については、事業予定者が責任をもって自己負担で行うものとする。

(4) 既存建物の取扱い

既存建物は建築基準法上、新耐震基準で建設されているが、譲渡後の利活用は事業予定者の責任により行うものとする。建物の建替えや改修、解体（大気汚染防止法第18条の15に規定する調査を実施した結果、石綿の含有が確認された場合、その除去費用等も含む）を行う際に掛かる一切の費用は、事業予定者の負担によるものとする。

(5) 物品の取扱いについて

本市が提示するもののうち、事業予定者が移管先の施設での使用を希望するものにつ

いては、無償譲渡する。

9. 応募手続

(1) スケジュール

令和7年5月21日（水）	公告 募集要項配布・市ホームページ掲載
令和7年5月21日（水）から 5月27日（火）まで	質問の受付（メール又はFAXによる受付） 富谷市教育部教育総務課 メールアドレス kyouikusoumu@tomiya-city.miyagi.jp FAX 022-358-3880 ※「6. 応募資格」に該当する方の質問に限る。
令和7年5月30日（金）まで	質問書への回答 (FAXによる回答及び市ホームページ掲載)
令和7年6月24日（火） 午後3時まで	資格審査資料、企画提案書の提出
令和7年6月26日（木）	業者登録証発送
令和7年6月26日（木）	一次審査（書類審査）
令和7年6月27日（金）	一次審査結果通知郵送
令和7年7月3日（木）予定	二次審査（応募者による提案内容説明・審査委員会）
令和7年7月8日（火）予定	事業予定者の決定・公表
令和7年8月以降	住民説明会開催
令和9年4月	土地賃貸借契約締結、建物譲渡

(2) 資格審査資料等の提出

①提出期日 令和7年6月24日（火）午後3時まで（必着）

②提出場所 〒981-3392

富谷市富谷坂松田30番地 富谷市役所2階

教育部教育総務課 電話022-358-3196

③提出方法 持参又は郵送にて提出すること。

（土、日、祝日及び業務時間（午前8時30分から午後5時30分まで）
外を除く）

(3) 提出書類

①資格審査資料 ※1 1部

②企画提案書 ※2 10部

※1 「資格審査資料」は以下に掲げる書類を提出すること。

1. 参加表明書（記入様式は市ホームページに掲載）

2. 国税、都道府県税、市町村税の滞納がないことの証明書

3. 申請者の所在地及び名称を記載し、110円切手を貼付した返信用封筒1枚

※2 「企画提案書」には、以下に掲げる事項をもれなく記載し、提出する書類は全てA4

サイズとすること。図面等規格サイズ以外のものがある場合には適宜折り込むこと。

1. 事業費と資金計画

2. 整備設計の基本プラン内容

3. 認定こども園等の運営知識・経験

4. 認定こども園等の運営方針（教育・保育）

5. 事故防止対策や職員研修への取組

6. 保護者への支援及び配慮

（4）応募書類の取扱い

①応募提案等に要する一切の経費は、参加者申込者の負担とする。

②提出された応募書類は返却しないものとする。

③応募書類の著作権は各応募者に属するが、公文書開示請求等により公開する場合があるので、その点を承知の上で提出すること。非公開を求める場合はその旨を企画提案書に記載すること。記載なき場合は公開に同意したものとみなす。ただし、事業予定者として選定された場合は、非公開の希望に関わらず公開するものとする。

④応募書類は、事業予定者の選考を行うために必要となる場合、公文書開示請求等により必要となる場合においてのみ複製を行うこととする。

10. 審査及び選定に関する事項

一次審査（書類選考）を行い、一次審査上位5者による二次審査（プレゼンテーション）を行う。

（1）審査に係る委員会の設置

審査は本市が設置する富谷市立富谷幼稚園民営化に係る事業予定者審査委員会（以下「委員会」という。）が行う。

（2）審査の内容及び評価の基準

応募者の資格審査のほか、提案内容について前記「9. 応募手続」「（3）提出書類」の「②企画提案書」に掲げる事項に関し総合的に評価・審査を行う。

企画提案書評価基準

評価事項	配点
事業費と資金計画	20/100点
整備設計の基本プラン内容	20/100点
認定こども園等の運営の知識・経験	20/100点
認定こども園等の運営方針（教育・保育）	20/100点
事故防止対策や職員研修への取組	10/100点
保護者への支援及び配慮	10/100点

（3）審査及び選定方法

- ①提案内容の審査は、書類審査及び応募者のプレゼンテーションにより行う。
- ②プレゼンテーションの時間等は後日別途通知する。
- ③審査委員会による応募者の提案内容の審査を経て、事業予定者を決定する。

（4）審査結果の通知

審査結果は応募者に郵送で通知することとする。なお、審査結果についての異議申立ては受け付けない。

（5）審査結果の公表

審査結果は事業予定者の名称のみ富谷市ホームページにて公表することとする。

11. その他

- （1）審査の必要上、応募者が運営する施設等の状況について、現地確認や調査を行う場合があるので、その際は積極的に協力すること。
- （2）資金計画において、国の補助金を見込んでいる場合であって、応募者の責によらない事由により補助金が活用できなくなった場合は、応募者からの申し出により運営法人としての決定を取り消すことがある。
- （3）事業予定者として決定した後の計画変更は原則として認めない。ただし、教育・保育の質の向上につながる内容や軽微な変更等であって、審査結果に影響を与えない場合のみ、本市と協議の上で認めることがある。
- （4）事業予定者として決定した後に、当初の施設整備計画や借入金等資金計画に大幅な変更があった場合は、事業予定者としての決定を取り消すことがある。
- （5）事業計画等に対する応募者以外から本市担当者等への質問等には、一切応じない。
- （6）本件は事業予定者を決定するためのものであり、本市補助金を見込んだ事業計画により、事業予定者として選定された場合であっても、補助金の交付は予算に係る市議会の議決により決定するものであるため、事業予定者としての決定は補助金の交付を確約するものではない。なお、補助金の交付は別途手続きが必要であるため、当該手続きに

においては本市の指導及び指示に従うこと。

- (7) 事業予定者は、事業計画を確実に履行し、施設整備及び運営にあたっては、関係法令等を遵守し、本市の指導及び指示に従うこと。
- (8) 施設整備に補助金を活用する場合は、施設整備に係る契約の締結について、富谷市財務規則等に準拠して行うこと。